

**建築基準法43条1項ただし書許可基準【事前一括同意基準】一覧表**

< 建築物の敷地が、建築基準法第42条の道路に接しない場合 >  
 その敷地の周辺に広い空地を有する建築物その他の基準に適合する建築物で、特定行政庁 (= 市) が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、建築が可能。[法43条1項ただし書]

**【事前一括同意基準】(平成24年6月12日)**

**天草市建築審査会承認**

基準番号	通路			既存建築物の立ち並び	許可対象建築物の用途	敷地条件	許可条件(共通)	許可条件(その他)	建築基準法施行細則第10条の2
	幅員 [接道長さ]	種別	通行関係						
(1)	4m以上 [2m以上]	公的機関が 築造・管理す る農道、港湾 道路、河川管 理道路等	通路管理通 者から同意を 得ること。	-	-	-	通路を道路とみな して適用する建築 基準関係規定に適 合すること。(道路斜 線、建ぺい率ほか)	-	2号
(2)	1.8m以上  4m未満の 場合は、 市町から都 市計画上の 支障ない旨 の意見が必 要。	-	道路が私 有地の場 合、通行 同意を取 得ること。	2以上	一戸建ての住宅 及び その附属建築物  従前と同一用途  ただし、 通路幅員4m以 上で通路の両側 が建築基準法の 道路に接続する 場合、用途制限 なし。	通路の両側が建 築基準法道路に 接続していない 通路の場合、既 存建築物の立ち 並びの範囲内に 限る。	同上  幅員4m未満の通 路の場合は、建 築制限線(中心後 退線又は一方後 退線)内に建築、 物品放置、植栽 を行わないこと。	建築基準 法第22 条の能 るこ と。	3号
(3)	【2m以上】		公的管理通 路の場合 は、通行 協力を終 了す ること。	1のみ		既存敷地に 限り、敷地 分割を行 わないこと。		-	
(4)				-	居室を有しない農 業用倉庫、畜舎、 堆肥舎等	山間部等で将来 の宅地化の見込 みのない地域で あること。			
(5)					既存建築物と同一 の用途	-			

(許可申請手数料 = 33,000円 / 1件)

注) この表は概要を示したものです。基準の適用にあたっては、必ず建築課に御相談ください。